

フロンティア不動産投資法人  
第 11 回投資主総会 決議結果の概要（ご参考）  
（2026 年 3 月 26 日開催）

1. 決議事項の内容

- 第 1 号議案：規約一部変更の件（その 1）
- 第 2 号議案：規約一部変更の件（その 2）
- 第 3 号議案：規約一部変更の件（その 3）
- 第 4 号議案：規約一部変更の件（その 4）
- 第 5 号議案：執行役員 1 名選任の件
- 第 6 号議案：監督役員 3 名選任の件
- 第 7 号議案：補欠執行役員 2 名選任の件

2. 決議事項に対する賛成及び反対の意思の表示に係る議決権の数並びに当該決議の結果

決議事項		賛成数 (個)	反対数 (個)	賛成率 (%)	決議結果
第 1 号議案		2,684,664	1,693	99.25	可決
第 2 号議案		2,684,320	2,037	99.24	可決
第 3 号議案		2,655,387	30,970	98.17	可決
第 4 号議案		2,368,446	317,911	87.56	可決
第 5 号議案	市川 俊英	2,637,145	49,202	97.49	可決
第 6 号議案	飯田 浩司	2,684,112	2,235	99.23	可決
	鈴木 乃里子	2,684,063	2,284	99.23	可決
	鈴木 潤子	2,684,255	2,092	99.23	可決
第 7 号議案	横地 重和	2,290,238	396,064	84.67	可決
	柴田 守郎	2,290,233	396,069	84.67	可決

- (注1) 本投資主総会における行使可能議決権総数は 2,705,000 個になります。各議案の賛成率については、本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち各議案の賛否に関して賛成が確認できたもの、並びにみなし賛成(注)に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権の合計数を、行使可能議決権総数で除した数値の小数第3位を四捨五入して記載しています。
- (注2) 第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案は、みなし賛成(注)による出席を含め、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決としています。
- (注3) 第5号議案、第6号議案及び第7号議案は、みなし賛成(注)による出席を含め、出席した投資主の議決権の過半数の賛成をもって可決としています。

3. 本投資主総会に当日出席した投資主のうち、賛否を確認できない議決権数の取扱いについて  
本投資主総会前日までの事前行使分及び当日出席した投資主のうち賛否に関して確認できたもの、並びにみなし賛成(注)に関する規定の適用によって賛成とみなされた議決権の合計により、決議事項の可決が明らかになったため、本投資主総会当日出席の投資主の議決権数のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができない議決権の数は、賛成数及び反対数のいずれにも加算していません。

(注) 投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、本投資法人の規約14条において「みなし賛成」に関する規定を以下のとおり定めています。

#### 第14条(みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前二項の規定は、以下の各事項に係る議案の決議には適用しない。
  - (1) 執行役員、監督役員又は会計監査人の解任
  - (2) 規約の変更(ただし、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。)
  - (3) 解散
  - (4) 資産運用会社による資産運用委託契約の解約に関する同意
  - (5) 本投資法人による資産運用委託契約の解約

以上